

第25期 第15回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月13日（火）13時30分から16時20分

2. 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3. 出席委員（18名）

1 番	村田	省三	委員
2 番	音島	義孝	委員
3 番	大伴	四郎左衛門	委員
4 番	濱田	博之	委員
5 番	井上	一夫	委員
6 番	小谷	英利	委員
7 番	森元	直紀	委員
8 番	音野	茂	委員
9 番	上田	雄亮	委員
10 番	正田	富美子	委員
11 番	万木	巳壽	委員
12 番	本郷	忠史	委員
13 番	上野	壽久	委員
14 番	西村	浩	委員
15 番	森	繁孝	委員
16 番	石津	正嗣	委員
17 番	上坂	雅彦	委員
18 番	安井	善次	委員

4. 欠席委員（0名）

5. 説明員（3名）

農林水産課

6. 傍聴人（1名）

7. 議事日程

議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第62号 農用地利用集積計画について

議案第63号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に関する意見について

報告第71号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第72号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第73号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第74号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第75号 農地法第51条第1項に該当する事案について
報告第76号 農地法第51条第1項に該当する事案について

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは、定刻となりましたので、第25期第15回
大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。
本日は、議席番号15番 森 繁孝委員に先唱いただきますので、以後一斉
に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、
本日は北部選出の副会長であります万木 巳壽委員をお願いいたします。
よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律
第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告
申し上げます。

次に、会長からご挨拶をいただきます。お願いします。

会 長 < 会長挨拶 >

副会長 ありがとうございます。

それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条
の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べ

ていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願いを申し上げます。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いします。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

13番 上野 壽久 委員

14番 西村 浩 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No. 1の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 本件、8月2日に譲受人ご夫妻、譲渡人、推進委員、そして私の5名で現場の確認をいたしました。事務局からもご説明がありましたが、譲渡人はご高齢で、申請地が自宅から少し離れているということから売却をすることにされ、譲受人は家の近くであるということと手ごろな広さであるということから、今回の合意に至ったものでございます。譲受人は、これまで近所の畑を借り受けて栽培をしてこられ、約30年のご経験があり本件には何ら問題はないと考えますので、よろしくご承認いただきたく存じます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2の八屋戸、No. 3及びNo. 4の南船路につきまして、地元委員より、一括してご意見をお願いします。

委員 まず、2番の案件です。7月28日日曜日に申請人、譲受人、推進委員と現地を確認いたしました。写真7ページを見ていただくと分かるのですが、譲受人は脇手のところに住んでおられますので、その隣に畑として利用したいということで、お話を聞きましたら奥さんが畑をして、旦那と一緒に親戚とか近所に分けたいという大変明るい希望を持って話しておりましたので、何ら問題はないかと思いますのでよろしくお願いします。

続いて、3番の案件です。南船路の川向ですが、11ページの写真を見て

いただいたら分かると思いますが、これは7月30日火曜日に申請人、同じく譲受人と現地の推進委員と確認をいたしました。今年は作っておられなく、去年までされていた農地で、近隣が11ページで見ていただいたように大変森林が近くなっているという状況で、その持ち主をお話ししていただくようにということをお願いしておりました。稲作をしたいと。

ただ、当面は稲作をしたいが、行く行く果樹園に変える可能性があるとのことをおっしゃっていましたが、希望は稲作というところで、これも何ら問題はないかと思しますので、審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、No. 4です。南船路の宮ノ後も同じく7月30日に申請人と〇〇さん、譲受人、推進委員と回らせていただきまして、現地を確認しました。これは15ページ、現状はもう竹林、竹藪状態です。これを畑にするというのは大変なことであると思いますが、竹なのでどうしても近隣、写真の手前のところによその人が畑をしてあるんですが、そこによく竹の子が竹藪状態で出てくると。だから、それも徐々に伐採をして、計画どおり令和7年8月までにはしたいとおっしゃっていましたが、これだけの竹林を根こそぎ起こして畑作をするのは重労働です。

ただ、近隣に迷惑をかけない程度、幅で徐々に近いところから伐採していきたいと。一遍にはできないかもしれないが、徐々にしていきたいとのことで希望されていました。

この土地は、この辺に住んでおられた方が県外に移り住まれて管理ができないので、近くに住んでおられる譲受人が管理をするという形で、周りに迷惑をかけないように徐々に開拓したいとおっしゃっていただきましたので、問題はないかと思します。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 5の和邇中につきまして、地元委員よりご意見を願います。

委員 推進委員と現地確認させていただきました。譲受人にもお越しいただきまして現地を見させていただきました。その際、両方とも今回2枚あるのですが、2枚ともその隣接しているところを譲受人が既に畑と水稻をされていて、利便性もよいということで今回話がまとまったというふうに聞いています。年齢も年齢ですが、まだまだやる気があるそうなので、ぜひとも頑張りたいと思っています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 6の伊香立上龍華町及びNo. 7の伊香立下在地町につきましては、地元委員より、一括してご意見を願います。

委 員

まず、No. 6 の伊香立上龍華町の農地に関してですが、7月29日に私と推進委員と本来は申請人の方、こちらが市内で〇〇をされている方だったのですが、譲受人が県外の方で、どういう方か分からなかったのをお願いしまして譲受人の方に来てもらうように手配していただいて、譲受人の方とその奥さんと合計4人で立会いさせていただきました。

こちらの農地に関してですが、書かれているとおり、畑として使用されるのですが、当初の予定ではここで田んぼをするとおっしゃっておられまして、まずそれをするにあたって機械がない、知識がない、そして農地自体に畦がない。では、田んぼは無理だということで、そういうお話をこんこんとさせていただいて、最終的には畑をされるという形に落ち着きました。こういう農地に関してですが、もともと地元の方ではないので、何か危険ではないですが、碎石積むとかそういうこともあり得るような形もあったので、直接本人に来ていただいていろいろと話を聞かせていただいて、どういう方かというのを見させていただいた上で、こちらからこういう形にされたらどうですかというアドバイスを経てこういう形になっているところですよ。

本人に関しては、ここの写真、24ページに写っています農地の横にある住宅とここの農地を一括して購入されると。こちらの審議が終わりまして無事農地を取得されると、こちらのほうに引っ越してこられるとのことで、現在は県外にお住まいで、こちらに通うのに30分ぐらい時間がかかるということで、田んぼになると、またなおのこと時間がかかるというか、水の管理とかを毎日しないといけないので畑にされたらどうですかということとお伝えさせていただいて、本人に納得していただいているというような状況です。

畑に関して言いますと、知識自体は水稻よりもちょっと少なくとも何とかなるのかなと。家庭菜園でされていたという経験があるそうなので、なおのこと、そっちのほうに向いているのではないかとということでお伝えさせていただきました。現在のこういう形になっております。写真のほうを見ていただくと、若干碎石が敷かれているのですが、これが前所有者の方がここに建物を建てておられたということで、それがあると一応農地の売買に支障を来すとのことでどけていただきました。その上で、この碎石をめくって1度、ここを購入して畑にするということで本人にも説明した上で、ご理解いただいてやっていただく形になっておりますので、一応その面談と話をさせていただいた経緯から、今回ここの農地を取得されて真面目に農業に励まれるのではないかとこのふうには感じましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、7番、伊香立下在地町のほうですが、こちらの農地に関しましては、写真を見ていただきましたとおり、既にオリーブが植わっております。既に実もなっております。こちらの経緯に関して言うと、もともとの持ち主が法人でして、一番最初にその法人がオリーブ栽培を始める

試験的な圃場としてこちらに植えられたそうです。この譲受人自体が法人の関係者の親族であるということで、一応この譲渡人、譲受人という間柄が遠からず近い仲にあるとのことで、管理であるとかそういった部分に関しても問題ないのかなと。一応、書面上では農作業の歴はゼロ年というふうに書かれていますが、そういった相談であるとか管理に関しては法人のアドバイスを受けてやられるとのことなので、既に植わっているように見に行った時にはきれいに草刈りされていまして、管理的には問題ないのかなというふうに感じますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございました。

続きまして、No. 8 及びNo. 9 の真野普門一丁目につきまして、地元委員より、一括してご意見をお願いします。

委員 No. 8 の真野普門一丁目を8月2日、推進委員と私と、あと譲受人さんに来ていただきまして説明していただきました。当の土地は既に、写真で見てもらっているように、きれいにされておりますので、右側は柿の木が植わっていましたが、別にそれでも草もきれいに手入れされていきますので、何らこの土地は問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

続きましてNo. 9、これはちょっと筆数が多いのですが、写真を見ていただきますと、現在はこの周辺の畑は全部何も作付はされておきませんので、この方が作付することですので、トラクターやら持っておられますので開墾して作付されると思います。

ただ、この細い場所ですが、この場所は柳の木が1本植わっていました。それをこの4車線化の時に業者に抜根していただき、既に取り除いていますとのことですので、この細いところも手作業で掘り起こして何か植えたいと、野菜を植えたいと言っておられましたが、道の端ですので大変ですねとは言っていたのですが、本人から話を聞いていますとやる気十分ですので、何ら問題ないと思いますので皆さん、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、No. 10、No. 11、No. 12、No. 13の今堅田一丁目につきまして、地元委員より、一括してご意見をお願いします。

委員 まず、10番の案件ですが、8月4日に譲受人とその父親、譲受人のご兄弟、推進委員と私の5名が現地確認の立会い等をいたしました。

譲受人でございますが、お父さんと一緒に水稻したり野菜を作ったりということで、会社員の傍ら10年以上農業に従事されてきた方でございます。そしてまた、近くにはお父さんのお持ちの農小屋があったり、それか

ら農機具等も近くに置いてございますので、全く問題はないというふうに判断をいたしましたので、ご審議をよろしく願いいたします。

それから、次に11番でございますが、これにつきましても8月4日に10番と同様に時間差で現地確認をさせていただきました。つまり、先ほど申し上げました譲受人のご兄弟でございますが、本人さん、弟さん、お父さん、それから推進委員と私の5名が現地の立会いをさせていただきました。先ほども申しましたように、近くにお父さんの持っている農小屋があったり、農機具をお持ちでございますので、そして何より10年以上は農業に従事されているということでございます。したがって、全く問題はないというふうに判断いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

次に、12番でございます。12番につきましても11番と同様の譲受人でございます。これも8月4日に同じく5名で現地確認をさせていただきました。現場も見ましたが、全く何の問題もないというふうに思いますし、耕作意欲についても強いものがあるというふうに判断をさせていただきましたので、ご審議のほど、よろしくお願いしたいと思います。

13番でございます。これにつきましては、譲受人は勤務先に働きに出ていらっしゃるんですが、奥様と一緒におじいさんが耕作されていた畑や田んぼを同じように40年程度されてきたということもございますので、経験も能力も、そしてまた、農機具等もしっかりとお持ちでございますので、何ら問題がないというふうに思いますし、併せましてこの方は以前、〇〇もされているということでございますので、農業に対する意欲が非常に高いというふうに考えております。どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 14の仰木二丁目につきましては、地元委員より、ご意見をお願いします。

委員 去る7月31日に譲受人さんと地元推進委員と3名で現地確認をさせていただきました。58ページの写真をご覧のとおり、今、野菜が植わっております。これは譲渡人さんが植えておられまして、この売買が成立してもこの野菜をとる間は譲渡人さんが耕作されると。この写真の奥に写っている家が譲受人さんのご自宅になりますのでその真横で、譲渡人さんはちょっと離れたところにいらっしゃるって不便なので、もう隣にお住まいの譲受人さんに今回、この話がまとまりました。ここは引き続き、自家消費の野菜等々を栽培していくということでおっしゃっていますので、何ら問題ないかと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 15の太子一丁目につきましては、地元委員より、ご意見をお願いします。

委員 譲受人はもともと農家の方で、長年、先祖からずっと引き継いだ農地で耕作されている方です。

一方、この売買で取得される物件というのが進入路のない圃場でして、譲渡人のほうを見ていただくと、こういう言い方をしたらいけません、他所の方が持っておられる農地で、ここで他所の方が耕作するのは非常に困難だったという事情がありまして、地元の方がそれを売買で取得するという経営規模拡大とのことで、ご高齢なのですが、今年の3月まではほかへ勤めながら兼業農家をされていたのですが、4月以降は専業ということで農業を続けていこうという意欲いっぱいの方ですので、何ら問題はないかと思います。ご審議、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

委員 No. 3の案件ですが、12ページの農機具確保しているものというところに、右のほうにトラクター、田植機、コンバインは〇〇と書いてあるのですが、これはどういう意味か教えてもらいたいのですが。

事務局 こちらにつきましては、今、ご指摘いただきましたトラクター等々につきましては、〇〇には依頼をしているということで、ご自身が所有されているものではないですが、〇〇のほうで拝借してそれでされておられるというふうに聞いております。

委員 どの〇〇か分かりますか。

事務局 それがちょっとどの〇〇かというのは。

委員 〇〇によっては運搬しないといけないというところが出てくるとは思います、営農するにあたってはそこら辺も関係してくるかなと思いますが。

委員 その話も現場でちょっと聞きまして、軽トラ、若干余裕あるぐらいの圃場されていない狭い道です。2t車でいっぱいいっぱいだろうということで話をしておられましたが、2t車で運ぶ予定と言っておられました。

委員 どこから運ばれるのですか。

委員 そこまでは聞いていないです。

委 員 ○○さんというのはたびたび出てくるのです。やってくれるのはありがたいことですが、この中に○○さんという人が従事されるようなことを書いているのです。営農道具が云々という話を聞くのですが、これだけ○○さん、たくさんの土地をお持ちになって本当にできているのか、その辺をちょっと聞きたいのですが。

事 務 局 申請される際に、こちらが普段確認している航空写真などで現在保有されている農地などの確認をしているのですが、特に荒れている様子はなく、ご本人も維持管理、営農されていると判断して書類を受理している次第でございます。

委 員 この○○さん、私の担当している地区で、住所、南船路で、これで4回目かな、売買されております。その農地もその後、一応確認しています。確かにちゃん守ってしておられます。これは大変でしょうと言ったら、いや、ちゃんと頼める者がおるんやと、農業をしてくれる者に頼むのやということをおっしゃっていました。

委 員 だけど、そうなってくると自ら耕作に当たらないと思いますが、その辺は結局、機械とか意味なくなってくるよな。そこら辺はどうですか。

事 務 局 受委託でやっているというふうにはご本人から確認しているのですが。

委 員 それなら、今の段階からもう全部売るということですか。

事 務 局 全部ご自身では到底無理なので、受委託によってご自身が所有されている農地を維持管理しているとは、申請の時には伺っております。

委 員 何かかなりグレーなところやと思うんですよ。この段階だったら自分で耕作というのが基本やと思いますが、所有したら委託に出してしまうということももちろん言えますよね。そこら辺は事務局としてはどう判断されているんですか。

事 務 局 ご本人からの聞き取りでは正式に受委託して委任しているとおっしゃる以上は、それを信じて受理しているというような形になります。

委 員 全体を通していろんな地域を買われているのですが、管理はされているということなので。はい、分かりました。大丈夫です。

議 長 では、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りしていきます。
それでは、No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定します。
続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.2は許可することに決定します。
続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.4は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 8について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.8は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 9について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.9は許可することに決定いたします。
続きまして、No.10について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.10は許可することに決定いたします。
続きまして、No.11について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.11は許可することに決定いたします。
続きまして、No.12について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.12は許可することに決定いたします。
続きまして、No.13について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.13は許可することに決定いたします。
続きまして、No.14について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.14は許可することに決定いたします。
続きまして、No.15について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採 決＞

議 長 挙手全員により、議案第60号No.15は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議 長 説明が終わりました。
なお、本案件は顛末案件でもあり、一日立会人の現地調査は実施いただきませんでした。

農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、No. 1の大石小田原町につきまして、一日立会委員より、ご意見を申し上げます。

委員 議案の61号のNo. 1です。大石小田原町の件ですが、この土地自体は先ほど事務局が言われたように耕作が困難ということもあって、昭和30年頃から農地として利用はされておらず、資材置場みたいな形で利用されて今に至っている土地です。それが今回、大津市の事業の関係で資材をこの土地に移転などする事象が発生にするに伴った関係で、この土地の転用手続きがされていないということが分かったことから、今回顛末案件として申請されたものですので問題はないものと思います。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議長 ご意見等もないようですので、お諮りします。
No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No. 1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第62号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。農林水産課からの説明を求めます。

<農林水産課 説明>

議長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第62号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第63号 大津農業振興地域整備計画（農用地利用計

画)の変更に関する意見についてを議題といたします。農林水産課からの説明を求めます。

<農林水産課 説明>

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、事務局、お願いします。

<事務局 回答案の説明>

議 長 はい、ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も踏まえて、ただいまの事務局案でお諮りします。
議案第63号 大津農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に関する意見については、ただいまの事務局案で同意される方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第63号 大津農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に関する意見については、事務局案のとおり大津市長あて回答することに決定いたします。

続きまして、報告案件です。報告第71号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第72号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第73号 農地法第18条第6項目の規定による通知について、報告第74号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですので、ここで休憩させていただきます。40分に再開いたしますので、休憩といたします。よろしく申し上げます。

< 休憩 >

< 再開 >

議長 それでは、皆さん、おそろいようですので、再開させていただきます。
報告第75号 農地法第51条第1項に該当する事案について、報告第76号
農地法第51条第1項に該当する事案について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

議長 ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますか。

委員 これ、書類を見ていますと、関係がいまいちよく分かっていないのですが、76号にある〇〇というのが実際施工しているということで、あとは〇〇とか〇〇とか3社、許可を与えたところから〇〇が実際にやっていると。この〇〇に対して農地法の違反だという理由はどこにあるんでしょうか。

事務局長 農地法の第51条の第1項第3号におきまして、工事を請け負っている業者に対しても勧告を出せるというのが農地法の規定の中で条文化されておりますので、それに基づいて工事施工業者宛てに発出をしたというところでございます。

委員 もう一つ、そもそも原状回復命令を出す、現状、命令という行為になるかちょっと分かりませんが、原状回復をさせて元の許可という状態になるというふうに考えるのですが、この理由を見てみると、盛土をしましたと、それに手を加えるつもりはありません、現状の維持管理だけしますという回答でしかありませんし、〇〇は〇〇で信義則に違反したと、要は分かりやすく言えば、元の許可を受けた者から裏切られたというようなことが書いていますが、中でもめているような感じを受けます。そういうことで結局、原状回復もできずに現状のまま認めるということに結果、なってしまうのでしょうか。

事務局長 そのどういう処分、是正命令にするかというところにつきましては、今、弁明の機会を与える通知書というのを発出して、その回答を受けて、その内容も踏まえた上で現状でよしとするのか、もしくは原状回復、申請前の段階に戻すのか、もしくは申請書どおりにするのか、それについてどういう形の行政処分を行うかというのを次回、ご審議をいただく予定をしてお

ります。

以上です。

委員 この建設残土の処分は、ここに捨てたという行為は明らかなのですが、もともとの出発点、この各許可権者、3,000㎡未満で全部許可与えているんですね。知ってか知らずかは知りませんが、そういう行為で3社に分けてやった、この行為は大変悪質に見えるんですね。ですから、今後のこの資材置場という農地転用のことを踏まえても、やっぱりこの際、きちっと整理すべき案件ではないかと考えます。

以上です。

委員 今、局長がおっしゃったように、勧告を出して、それから相手さんに弁明の機会を与えますという話でしたね。その弁明の結果によって、いわゆる本来申請があったような原状のとおりにしてくださいという結論に達するのか、それかこの現状を認めてある程度、災害が起こらないようなことにするのかということを今おっしゃったが、実際、原則論に立ち戻ったらこんな私ら危険やから、土砂災害とかという話につながってきたら怖いから、我々農業委員としてももちろん災害が起こらないような手当てをするのだったら原状回復がベターやろうという結論に端的に言ったらなるのですが、それを相手さんの弁明を聞いてからというのはいかがなものやろうと思ったりもするのですが、何か市からそういった方針を出しておかないといけないのと違いますか。

事務局長 行政手続法という法律がございまして、また農地法の中にもうたわれているのですが、相手方に不利益な行政処分を行うのにあたっては、まず勧告として文書での指導、それに従わない場合については行政処分になるのですが、その間の段階として不利益処分の場合は弁明の機会ということで、相手の言い分を聞くという段階を踏まないと行政手続法上、違法という位置づけになっておりますので、形だけと言えは形だけなのですが、相手の言い分を聞く機会を設けたという形だけは残さないといけないということで、この弁明の機会というのをやっているというのが実情です。

ですので、この相手の弁明の中でどんな内容を書かれていようが、それは無視して行政処分の内容を決めることはできます。

ただ、参考にしていただくのは1つかと思いますので。

ただ、行政手続法上、必ずそういう段階を踏まないといけないということで、その弁明の機会の段階を踏んでいるというところです。

以上です。

議長 よろしいですか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですので、事務局からその他の報告をお願いします。

＜事務局、資料に基づき報告＞

議 長 ありがとうございました。
少し補足になりますが、市長に意見を述べるにあたって、たくさんの項目が一遍に市長に届くかどうかというのもありますので、できましたらエリアはいろいろ市街化もあれば調整区域もありますが、どういうところを最重点にしたらいいいのかというようなことも考えますと、皆様のご意見を聞いて、それを市長にお願い最優先でしたいなというふうに思ったりしていますので、ご意見いただきますよう、よろしくお願いいたします。
全体を通して何かございますか。なければマイクを司会に渡します。

副 会 長 以上をもちまして、第15回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項を終了いたします。
これにて定例総会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

議事録署名委員

議 長（濱田 博之 委員）

印

委 員（上野 壽久 委員）

印

委 員（西村 浩 委員）

印